

医療及び介護の体制整備に係る協議の場について

上田保健福祉事務所

1 目的

医療介護総合確保推進法に基づく、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）に基づき、第7次保健医療計画における在宅医療の整備目標（以下、「整備目標」という。）と、第7期市町村介護保険事業計画及び長野県高齢者プラン（第7期介護保険事業支援計画）における介護サービスの種類ごとの見込み量（以下、「見込み量」という。）の整合性を確保するため、医療及び介護の体制整備に係る協議の場（以下、「協議の場」という。）を設置する。

2 調整を行う区域

上小圏域（二次医療圏、老人福祉圏域単位）

3 協議事項

(1) 地域医療構想における追加的需要（※）に対する対応について

外来医療・在宅医療・介護サービス（施設サービス、居宅サービス）のいずれで対応するか
の調整を行う。

（※）長野県地域医療構想に定めた、在宅医療等の必要量のうち、将来においては、適切な
受け皿整備を前提に、病院以外の介護施設・在宅医療等で対応するとしたもの。

(2) 目標の達成状況の評価について

次期計画の策定の際（3年後）、（1）で定めた整備目標と見込み量の達成状況を共有する。

4 設置形態

協議事項が、地域医療構想に密接に関係する内容であるため、当圏域としては、地域医療構想
調整会議を「協議の場」とする。

5 事前協議

(1) 「協議の場」である地域医療構想調整会議の開催に先立ち、郡市医師会、介護保険者である
市町村の医療・介護担当部署、県保健福祉事務所間において、調整事項に関する協議を行う。

(2) 事前協議の運営は、県保健福祉事務所で行う。

6 今後のスケジュール

(1) 10月26日 上小圏地域医療構想調整会議にて「協議の場」等趣旨説明

(2) 10月下旬以降 事前協議（追加的医療需要、サービス見込量、整備目標等）

(3) 12～1月 「協議の場」（上小圏地域医療構想調整会議（事前協議と同内容））

(4) 1月下旬 サービス見込量等とりまとめ